

制 定 者	総長
所管責任者	
規程等種別	規程
決 議 日	
改正施行日	

15 立教大学大学院学生学会発表奨励金規程

施行	昭和54年 4月 1日
改正	昭和56年 4月 1日
	1982年 4月 1日
	1987年 4月 1日
	1989年 4月 1日
	2005年 4月 1日
	2011年11月 1日
	2017年 4月 1日

(目的)

第 1 条 この規程は、立教大学大学院に在籍する学生の学会における発表・報告等（以下「学会発表」という。）を奨励することを目的として支給する立教大学大学院学生学会発表奨励金（以下「奨励金」という。）について定める。

(奨励金の支給制限)

第 2 条 この奨励金は、支給を申請した学生について年 3 回に限り支給するものとする。

2 年 3 回のうち、国内での学会発表に対する申請は 2 回に限り、海外での学会発表に対する申請は 1 回に限る。

(支給対象)

第 3 条 奨励金の支給対象は、次の各号のいずれかでの学会発表とする。

- (1) 学会取扱い規程第 3 条の手続きにより登録された学術団体が開催する会合
- (2) 前号による登録をしていない学術団体のうち、学会取扱い規程第 2 条第 1 号又は第 2 号に定める基準に該当するものであって、当該研究科委員会が承認した学術団体が開催する会合
- (3) 海外で開催されるもののうち、前 2 号に該当しない場合は、当該研究科委員会が前号に準ずるものとして承認した学術団体が開催する会合

(支給額)

第 4 条 支給額は、学会発表の場所により、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県 一律 1 万円
- (2) 前号以外の国内 一律 3 万円
- (3) 海外 一律 5 万円

(奨励金の申請)

第 5 条 この奨励金の申請は、所定の申請書によるものとし、当該研究科委員長の承認を得なければならない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、1982年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、1987年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、1989年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2011年11月1日から施行する。

附 則
この規程は、2017年4月1日から施行する。